

緑茶の表示基準

2019年3月
(平成31年3月)

公益社団法人日本茶業中央会

緑茶の表示基準

目次

第1	目的	1
第2	適用範囲	1
第3	定義	1
第4	表示事項	1
1	義務表示事項	2
2	任意表示事項	2
第5	表示方法と表示すべき事項の具体的示し方	3
I	小売容器入包装茶の場合	3
1	表示の方法	3
2	表示事項の具体的記載方法	3
3	その他の留意事項	5
II	業務用加工食品の場合	5
第6	表示適正化推進委員会	6
1	表示適正化推進委員会の設置の活動内容	6
2	違反に対する調査	6
付則		7
別記1	小売容器入りの包装茶の義務表示様式	8
別記2	荒茶の容器包装（大海袋等）に入れて販売する場合（表示例）	10
別記3	仕上げ茶卸売の容器包装（茶箱、ダンボール箱統）（表示例）	11
参考	製造・加工・販売の分類	12

緑茶の表示基準実施細則

目 次

第1条	定義	13
第2条	表示事項	13
1	義務表示事項	13
(1)	名称	13
(2)	原材料	14
(3)	原料原産地名	14
(4)	内容量	15
(5)	賞味期限	15
(6)	保存方法	16
(7)	原産国名	16
(8)	輸入者	16
(9)	製造者等	16
(10)	製造所固有記号	17
2	任意表示事項	17
(1)	表1の名称に記載された茶種以外の茶種	18
(2)	品種銘柄	19
(3)	産地銘柄	19
(4)	企業銘柄	20
(5)	包装形態	20
(6)	茶の取扱上の注意	20
(7)	有機農産物等について	20
第3条	不当表示の禁止	20
第4条	その他の表示方法	21
1	詰合せの表示	21
2	欄外表示	21
表1	名称	23
表2	1の名称以外の茶種	24
参考		24
1	機能性食品について	24
2	有機農産物等に係る表示について	24

緑茶の表示基準

平成 3 年 4 月 1 日 制定
平成 7 年 9 月 1 日 改正
平成 15 年 4 月 1 日 改正
平成 16 年 4 月 1 日 改正
平成 16 年 9 月 4 日 改正
平成 21 年 4 月 1 日 改正
平成 21 年 9 月 1 日 改正
平成 31 年 3 月 18 日 改正
(最終改正日)

第 1 目的

この緑茶の表示基準は、茶を取り扱う者が、それを供給、販売するに当って、その責任の所在を明確にし、適正な商品情報を容器包装上に示すことにより、商品の信頼確保、品質の保証を促し、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、もって茶業の発展を期するものであり、その責任ある適正な実施と円滑な推進を図るため緑茶の統一基準として定める。

第 2 適用範囲

この緑茶の表示基準（以下「表示基準」という）の適用範囲は、チャの樹から収穫したものを原料として、茶を製造、加工、販売する者が、商品として販売すること（有償での譲渡及び不特定又は多数の者に対する無償での譲渡を含む）を目的に容器包装に入れて密封したものとする。なお、飲用タイプのものにも準用する。

第 3 定義

- 1 この表示基準において、「茶」とは、ツバキ科カメリア属 (*Camellia sinensis*(L)O. Kuntze) の植物（以下「チャ」という。）から製造したもので、緑茶の表示基準実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもの及びこれを原材料として加工した茶製品をいう。
ただし、食品衛生法及び食品表示法で定める添加物、並びに実施細則で定める上記「茶」以外の原材料を含むものとする。
- 2 この表示基準において、「荒茶」とは、チャの葉から製造したもので仕上げ製造前の茶をいい、「仕上げ茶」とは、荒茶を原料として仕上げ製造し飲食用に供する状態にした最終製品をいう。
- 3 この表示基準において「事業者」とは、茶を製造、加工し、若しくは輸入して販売する事業又は製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業者をいう。
- 4 この表示基準において、「表示」とはこの表示基準の実施細則に定めるものをいう。

第4 表示事項

1 義務表示事項（食品表示基準に基づく一括表示）

- | | | |
|--|-------|---|
| (1) 名称 | 食品表示法 | |
| (2) 原材料名 | 食品表示法 | |
| (3) 添加物 | 食品表示法 | 添加物を使用しない場合、事項欄を設けず省略が可能 |
| (4) 原料原産地名 | 食品表示法 | |
| (5) 内容量 | 食品表示法 | 計量法 |
| (6) 栄養成分の量及び熱量 | 食品表示法 | 栄養の供給源として寄与の程度が小さい場合は、事項欄を設けず省略可能。ただし、容器包装に栄養表示しようとする場合は、栄養成分表示は省略できない。 |
| (7) 賞味期限 | 食品表示法 | |
| (8) 保存方法 | 食品表示法 | |
| (9) 原産国名 | 食品表示法 | 景品表示法 |
| (10) 食品関連事業者 | 食品表示法 | |
| (11) 製造所等（製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称） | | |
- ※製造所又は加工所の所在地と(10)の住所が同一の場合は省略可能
- (注) (6) 栄養成分の量及び熱量は、他の表示事項とは別記様式にて表示する

2 任意表示事項

- (1) 実施細則表1の名称欄に掲げる以外の茶種
 - (2) 品種銘柄
 - (3) 産地銘柄
 - (4) 企業銘柄
 - (5) 包装形態
 - (6) 茶の取扱上の注意
 - (7) 有機農産物等について
 - 1) 有機農産物及び有機農産物加工品 J A S 法
 - ア 有機農産物の日本農林規格(全部改正平成17年10月27日第1605号、最終改正平成29年3月27日農林水産省告示第443号)
 - イ 有機加工食品の日本農林規格(全部改正平成17年10月27日農林水産省告示1606号、最終改正平成30年3月29日農林省告示第683号)
 - 2) 特別栽培農産物
 - ア 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(改正平成19年3月23日18消安第14413号)
 - 3) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年6月25日法律第84号)にかか
る製品。
- (注) J A S 法：日本農林規格等に関する法律の略
景品表示法：不当景品類及び不当表示防止法の略

第5 表示方法と表示すべき事項の具体的な示し方

I 小売容器入り包装茶の場合

1 表示の方法

(1) 表示の様式

表示の記載方法は、義務表示事項を一括して表示（以下「一括表示」という。）するものとし、容器又は包装上に示す。

一括表示の様式は、別記1「小売容器入り包装茶の場合（以下「小売容器入り包装茶）」という。

義務表示様式（以下「一括表示様式」という。）の表示例に即して行うこと。

(2) 表示の場所

表示すべき事項は、容器又は包装上の見やすいところへ印刷又はラベルを貼付する等の方法で表示する。

2 表示事項の具体的記載方法

(1) 事業者は、茶の容器又は包装に次に掲げる事項を記載する文字の大きさは、実施細則に定める表示基準に従い、日本工業規格Z8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさとする。

ただし、表示可能な面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

また、容器又は包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下の場合には、原材料名、原料原産地名、添加物、栄養成分の量及び熱量は省略することができる。表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な見やすい色で表示する。

ア 義務表示事項（食品表示基準第3条に基づく一括表示）

食品表示法に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）による義務表示事項に係る表示項目は次のとおりとする。表示項目別の表示の内容は実施細則の定めるところによる。

- ① 名称
- ② 原材料名
- ③ 添加物
- ④ 原料原産地名
- ⑤ 内容量
- ⑥ 栄養成分の量及び熱量
- ⑦ 賞味期限
- ⑧ 保存方法
- ⑨ 原産国名（輸入品の場合）
- ⑩ 食品関連事業者（表示内容に責任を持つ者）の氏名又は名称及び住所
- ⑪ 製造所等（製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称）

※製造所又は加工所の所在地と⑩の住所が同一の場合は省略可能

- (注) 1 ⑥栄養成分の量及び熱量は、他の表示事項とは別記様式にて表示する。
- 2 栄養成分の量及び熱量を省略できる根拠（ただし、容器包装に栄養表示しようとする場合は、栄養成分表示は省略できない）
- ① 食品表示基準第3条3項（省略できる事項）：「栄養成分の量及び熱量」の三栄養の供給源として寄与の程度が小さいもの
- ※栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものとは、次のいずれかの要件を満たすものとする。
- ア 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの全てについて、0と表示することができる基準を満たしている場合
- イ 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量が、社会通念上微量である場合
- ② 食品表示基準 Q&A 加工 170
- (問) 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分の量及び熱量が社会通念上微量である食品にどのようなものが含まれるか。
- (答) コーヒー豆やその抽出物、ハーブやその抽出物、茶葉やその抽出物、スパイス等が考えられる。ただし、スパイス等のうち一度に多く使用する場合は想定され、かつその場合に栄養の供給源となり得るものについては、栄養成分の量及び熱量の表示を省略できない。

イ 任意表示事項

任意表示事項に係る表示項目は次のとおりとし、義務表示事項に係る一括表示の欄外（以下「欄外表示」という）に記載するものとし、その表示項目別の表示内容は実施細則に定めるところによる。

- ① 実施細則表1の名称欄に掲げる以外の茶種
- ② 品種銘柄
- ③ 産地銘柄
- ④ 企業銘柄
- ⑤ 包装形態
- ⑥ 茶の取扱上の注意
- ⑦ 有機農産物等について

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定により格付の表示（有機JASマーク）が付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）の第3条に規定するものをいう。）又は有機農産物加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）の第3条に規定するものをいう。）を原材料とする場合には、食品表示基準第7条の規定に基づき当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を表示することができる。

- (2) 公益社団法人日本茶業中央会は、第1の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、(1)に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を表示基準第6に規定する表示適正化推進委員会に諮って、実施細則により定め

ることができる。

- (3) 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
- ① 茶でないものについて、茶であるかのように一般消費者に誤認される恐れがある表示
 - ② 茶の生産国、産地、品種、銘柄等において、一般消費者に誤認される恐れがある表示
 - ③ 他の事業者又は他の事業者に係る茶を中傷し、誹謗するような表示
 - ④ 茶の内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いることにより内容量が誤認される恐れがある表示
 - ⑤ 茶について、自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等が当該商品について受けたものであるかのように誤認される恐れがある表示
 - ⑥ 茶の取引に関し、当該商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良または有利であると一般消費者に誤認される恐れがある文字、絵、写真その他の表示

3 その他の留意事項

(1) 省略できる表示事項

ア 店頭計り売り品にあって、混雑時を見込んであらかじめ当日にその日の販売見込み量の限度内において容器又は包装に入れておくものは表示を省略することができる。

イ 店頭量り売り品で、容器又は包装が配達又は持ち帰り用の袋であることが明らかな場合は表示を省略することができる。

(2) 食品関連事業者

食品関連事業者（表示内容に責任を持つ者）が「製造者」である場合にあっては、「製造者」の氏名又は名称及び住所を、「販売者」である場合は販売者、「加工者」である場合は加工者、「輸入者」である場合は輸入者の氏名又は名称及び住所を記載する。

(3) 様式

ア 一括表示様式は縦書とすることができる。

イ 一括表示様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。

II 業務用加工食品の場合

食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際には、表示基準第5のIの2の(1)の義務表示事項の表示の方法に従い表示する。

茶の流通において、販売を目的に「大海袋」や「茶箱」、「ダンボール箱」等の容器に入れて密封した場合、業者間の取引に係る食品表示基準第10条義務表示、不正競争防止法等の関係法の定める事項に従わなければならない。

表示の方法

(1) 表示の様式

ア 表示事項が「小売容器入り包装茶」と同じ場合は、表示基準第5のIの「小売容器入り包装茶」の場合に準じて表示する。

イ 表示事項がア以外の場合は、「一括表示」の様式に代えて、次の通りとする。

- ① 「荒茶」にあつては別記2「出荷票」（以下「出荷票」という。）を様式とする。
- ② 「仕上げ茶卸売り」にあつては、別記3「入日記」（以下「入日記」という。）を様式とする。
- ③ 地域の特性などによる「荒茶、仕上げ茶卸売の表示様式」の特例
地域の取引慣行の他、茶期別、品名、荷印、荷口等の記載上、本様式により示すことが困難な場合は、所属する全国団体と協議の上、買手が理解しやすい様式に変更することができる。

(2) 表示の場所

出荷票及び入日記は、容器又は包装上の見やすいところへ、印刷又は押印又はラベルを貼付する等の方法で表示する。

(3) 文字の大きさ及び配色

ア 表示に用いる文字の大きさは、日本工業規格Z8305（活字の寸法）に規定する8ポイント以上の大きさの活字とされているが、買い手が理解しやすいよう印刷又は押印による場合は31ポイントの大きさの活字、又は「手書き」で判りやすく記載する。

イ 表示に用いる文字の色は、背景の色と対比的な見やすい色で表示する。

第6 表示適正化推進委員会

1 表示適正化推進委員会の設置と活動内容

表示基準の目的の達成及び表示基準を見直し・改定するため、公益社団法人日本茶業中央会に表示適正化推進委員会を設置し、次の活動を行う。

- ① 表示基準の見直し・改定に関すること
- ② 表示基準の内容の周知徹底に関すること。
- ③ 表示基準についての相談及び指導に関すること。
- ④ 表示基準の遵守状況の調査に関すること。
- ⑤ 表示基準の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- ⑥ 表示基準の規定に違反する者に対する指導等に関すること。
- ⑦ 表示に関する法令の普及に関すること。
- ⑧ 官公庁との連絡に関すること。
- ⑨ 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- ⑩ 会員に対する情報提供に関すること。
- ⑪ その他表示基準の施行に関すること。

2 違反に対する調査

(1) 表示適正化推進委員会は、第5のIの2の(1)及び(3)の規定に違反する事実があると思われるときは、消費者庁食品表示対策課又は農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課に情報提供するとともに関係者を招致して事情を聴取し、又は関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な事項について調査を行うものとする。この場合、公益社団法人日本茶業中央会会員を通じて調査を行うことができるものとする。

(2) 公益社団法人日本茶業中央会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、文書をもって当該調査に協力するよう要請しこれに非協力の場合は、調査経過とともに公表することができるものとする。

附 則

この表示基準は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。ただし、施行後 1 年間は移行期間とする。

附 則

この表示基準は、平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この表示基準は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この表示基準は、平成 21 年 9 月 1 日から実施する。

(注) 平成 25 年 4 月 1 日付けで「公益社団法人日本茶業中央会」となった。

附 則

この表示基準は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。ただし、施行後 1 年間は移行期間とする。

別記1 小売容器入り包装茶の義務表示様式（表示例A）

1 国内産荒茶を用いて国内で仕上げ茶にした場合

① 名称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 添加物	
④ 原料原産地名	国産（又は〇〇県（産））
⑤ 内容量	100 g
⑥ 賞味期限	2020年9月
⑦ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑧ 製造者	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町

- (注) 1 販売者が製造者と合意して食品関連事業者となる場合は、「⑧製造者」欄を「⑧販売者」にすることができる。但し、最終的に衛生状態を変えた製造者を食品関連事業者に近接した箇所に記載すること。
- 2 添加物がない場合は、削除する(下記、同じ)。
- 3 栄養成分の量及び熱量は、栄養の供給源としての寄与の程度が小さい場合は省略することができる(ただし、容器包装に栄養表示しようとする場合は、栄養成分表示は省略できない)が、表示する場合は下記の表のとおりに表示する(以下、同じ)。

別記様式

栄養成分表示 (食品単位当たり)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

(注) 食品単位は、販売される状態における可食部分の100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。なお、茶葉において抽出後の栄養成分表示を行いたい場合は、茶葉の栄養成分表示をした上で、抽出後の栄養成分の量を併記することは可能。

2 外国産荒茶または外国産荒茶と国内産荒茶の両方を使用して国内で仕上げ茶にした場合

(1) A国から輸入した荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 原料原産地名	A国
④ 内容量	100 g
⑤ 賞味期限	2020年9月
⑥ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑦ 製造者	(株)〇〇製茶 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

(2) A国から輸入した荒茶と国内産の荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 原料原産地名	A国、国産（又は日本）
④ 内容量	100 g
⑤ 賞味期限	2020年9月
⑥ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑦ 製造者	(株)〇〇製茶 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

3 外国産の仕上げ茶を輸入した場合

(1) A国で仕上げ包装されたものを輸入し、そのまま販売する場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	2020年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 輸 入 者	〇〇商事(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

(2) A国で仕上げされたものを輸入し、国内で小分け包装を行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	2020年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 加 工 者	〇〇商事(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

別記1 小売容器入り包装茶の義務表示様式(表示例B)

1 国内産荒茶を用いて国内で仕上げ茶にした場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶(国産)又は(〇〇県(産))
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	2020年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 製 造 者	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

(注) 販売者が製造者と合意して食品関連事業者となる場合は、「⑥製造者」欄を「⑥販売者」にすることができる。但し、最終的に衛生状態を変えた製造者を食品関連事業者に近接した箇所に記載すること。

2 外国産荒茶または外国産荒茶と国内産荒茶の両方を使用して国内で仕上げ茶にした場合

(1) A国から輸入した荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名 称	煎茶
① 原材料名	緑茶(A国)
② 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	2020年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 製 造 者	(株)〇〇製茶 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

(2) A国から輸入した荒茶と国内産の荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶(A国、国産又は日本)
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	2020年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 製 造 者	(株)〇〇製茶 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

3 外国産の仕上げ茶を輸入した場合

(1) A国で仕上げ包装されたものを輸入し、そのまま販売する場合

① 名称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内容量	100 g
④ 賞味期限	2020年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 輸入者	〇〇商事(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

(2) A国で仕上げされたものを輸入し、国内で小分け包装を行った場合

① 名称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内容量	100 g
④ 賞味期限	2020年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 加工者	〇〇商事(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇

別記2 荒茶の容器包装(大海袋等)に入れて販売する場合 (表示例)

荒茶出荷票			
名称	煎茶		
原材料名	茶		
内容量	〇〇kg		
品種名	やぶきた	荷印	一番茶
荒茶産地		荷口数	〇本口
原料原産地名	A国		
出荷年月日	2020年 月 日		
賞味期限			
保存方法			
製造者	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市〇-〇-〇		

(注) 1 「荒茶産地欄」には、産地銘柄で取引する場合、荒茶の産地が明確になるよう表記する。

2 「品種名」欄は該当しない場合は、欄ごと削除できる。

別記3 仕上げ茶卸売りの容器包装(茶箱、ダンボール箱等) (表示例)

仕 上 げ 茶 出 荷 票 (入日記)			
名称	煎茶		
原材料名	茶		
内容量	〇〇kg		
品種名	やぶきた	荷印	一番茶
荒茶産地		荷口数	〇本口
仕上げ加工地			
原産国名	A国		
製造年月日	2020年 月 日		
賞味期限			
保存方法			
製造者	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市〇-〇-〇		

- (注) 1 「荒茶産地」欄は、産地銘柄で取引する場合表記する。
 2 「品種名」欄は該当しない場合は、欄ごと削除できる。
 3 荒茶の産地以外で仕上げ加工した場合は、仕上げ加工地を記載する。
 (製造者等から明確な場合は省略できる。)
 4 別記2及び3の原料原産地名又は原産国名欄は、原材料名の後に()
 書きで国産又は外国産を表記した場合は省略できる。

※ 表示責任者の事項名がいずれかに該当するかの判断は、別紙「製造者・加工者・販売者の分類」を参考にしてください。

別紙・参考例)

製造・加工・販売の分類

	行 程				分類					
①	荒茶製造	→	仕上げ茶へ	→	小分け	製造者				
②	荒茶仕入れ	→	仕上げ茶へ	→	小分け	製造者				
③	荒茶仕入れ	→	仕上げ茶へ	→	ティーバッグ包装(他社)	→	小分け	製造者		
④	荒茶仕入れ	→	仕上げ茶へ	→	ティーバッグ包装(他社)	→	小分け(他社)	製造者		
⑤	荒茶仕入れ	→	仕上げ茶へ	→	粉末茶へ(他社)	→	小分け(他社)	→	化粧包装	製造者
⑥			仕上げ茶仕入れ	→	小分け					加工者
⑦			仕上げ茶仕入れ	→	焙じ140°C以上	→	小分け			製造者
⑧			仕上げ茶仕入れ	→	自社製抹茶ブレンド	→	小分け			製造者
⑨			仕上げ茶仕入れ	→	他社製抹茶ブレンド	→	小分け			加工者
⑩			仕上げ茶仕入れ	→	仕入れた玄米茶を 自社で炒ってブレンド	→	小分け			製造者
⑪			仕上げ茶仕入れ	→	仕入れた炒り玄米を ブレンド	→	小分け			加工者
⑫			仕上げ茶仕入れ	→	ティーバッグ包装	→	小分け			加工者
⑬			仕上げ茶仕入れ	→	ティーバッグ包装(他社)	→	小分け			加工者
⑭			仕上げ茶仕入れ	→	ティーバッグ包装(他社)	→	小分け(他社)			販売者
⑮			仕上げ茶仕入れ	→	粉末茶へ(他社)	→	小分け(他社)	→	化粧包装	販売者
⑯			複数の仕上げ茶仕入れ	→	ブレンド	→	小分け			加工者
⑰			他社でブレンドされた 仕上げ茶仕入れ	→		→	小分け			加工者
⑱			他社でブレンドされた 仕上げ茶仕入れ	→	火入れ70-130°C	→	小分け			製造者

【補記】

- 自社が製造及び加工のいずれの行為も行っている場合は、「製造」になる。
- 最終的に衛生状態を変化させる製造(加工)を行ったものが他社である場合は、「製造者(加工者)」としての他社の氏名又は名称と製造所(加工所)の所在地も表示する必要がある。

緑茶の表示基準 実施細則

(定義)

第1条 緑茶の表示基準（以下「表示基準」という。）第3の1項に定める「実施細則に定めるもの」とは、次のものをいう。

茶葉（一部茎を含む）を蒸熱又は釜炒り等の方法により茶葉中の酵素を失活させた後、飲食用に供せられる状態に製造したもの（以下、「緑茶」という。）

2 表示基準第3の4項に規定する「実施細則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品、容器または包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）その他これに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞、雑誌その他の出版物、放送による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

(表示事項)

第2条 表示基準第5のIの2の(1)に規定する必要な表示事項は、次の基準により記載する。

1 義務表示事項（一括表示）

義務表示事項に係る表示項目及び記載方法は次のとおりとする。

(1) 名称

名称は、表1に定めるところによる。

なお、漢字の部分を「ひらがな」で示し、ひらがなの部分を「漢字」で示すことができる。また、上記名称の末尾に括弧書きをもって、俗称や形態を示すことができる。

例	名称	蒸し製玉緑茶（グリ茶）	名称	煎茶（缶詰茶）
---	----	-------------	----	---------

ティーバッグ入り茶の場合、名称の次に括弧書きで「ティーバッグ」と書くことができる。

例	名 称	煎茶（ティーバッグ）
---	-----	------------

(2) 原材料名

ア 原材料名は、「茶」または「緑茶」とする。

例

原材料名	茶（または緑茶）
------	----------

イ 食品衛生法上の食品添加物（以下「食品添加物」という。）は、原則として原材料として使用しないものとする。

ウ 食品添加物以外の茶を除く原材料は、炒った「米」、「はと麦」、「あられ」及び香り付け目的としたジャスミンの花、みかんやゆずの皮など、植物性の花（乾物）及びこれらに準ずるもの並びに製造上製品の安定のために必要なものとする。
（香辛料抽出物等を含む）

例

原材料名	茶、あられ
------	-------

原材料名	茶、ジャスミン
------	---------

原材料名	茶、デキストリン
------	----------

（インスタントティーの場合）

エ 使用した原材料名は、製品に占める原材料の使用重量の多い順にし、食品と添加物を区分して記載する。

例

原材料名	茶、米
------	-----

原材料名	茶／ビタミンC
------	---------

（ドリンクの場合）

オ JAS法により格付けされた有機農産物を原材料とした場合は、当該原材料が有機農産物であることを記載することができる。（表示基準第5のIの2の（1）のイの⑦）

カ 特別栽培茶の取り扱いは、農林水産省が定める特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる。

(3) 原料原産地名

主な原料の原産地を、次により記載する。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて都道府県名その他一般に知られている地名を記載できる。

イ 原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多い順に記載する。

ウ 原材料の原産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多い順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。

エ 原料原産地名を原材料の欄において、主な原材料の次に括弧を付して記載する場合は、原料原産地名の項目を省略できる。

(4) 内容量

内容量は、内容重量をグラム（g）又はキログラム（kg）単位で記載する。

	一般的な容器入りの場合		ティーバッグ等小売容器入りの カートン箱入りの場合	
例	内容量	100 グラム	内容量	100 g (5 g × 20 袋入り)

なお、密封包装した茶の計量誤差（正確と見なされる量目公差）の範囲は下記のとおりである。（計量法 平成5年11月1日改正）

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ①表示量が、5 g 以上 50 g 以下の場合 | マイナス誤差は4%まで |
| ②表示量が、50 g を超え 100 g 以下の場合 | マイナス誤差は2 g まで |
| ③表示量が、100 g を超え 500 g 以下の場合 | マイナス誤差は2%まで |
| ④表示量が、500 g を超え 1 kg 以下の場合 | マイナス誤差は10 g まで |
| ⑤表示量が、1 kg を超え 5kg 以下の場合 | マイナス誤差は1%まで |

(5) 賞味期限

ア 製造した日から賞味期限までの期間が3カ月以内のものは、次のいずれかの方法で記載する。

- ①平成16年6月30日 ②16. 6. 30 ③2004. 6. 30 ④04. 6. 30
- ②～④について、「.」の印字が困難なときは省略することもできるが見やすい表示に努めること。ただし、年、月、日が1桁のとき、2桁目は「0」と記載する。

例	賞味期限	平成16年6月30日	賞味期限	160630
---	------	------------	------	--------

イ 製造した日から賞味期限までの期間が3カ月を超えるものは、次のいずれかの方法で記載する。ただし、この規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

- ①平成16年9月 ②16. 09 ③2004. 09 ④04. 09
- ②～④について、「.」の印字が困難なときは省略することもできるが見やすい表示に努めること。ただし、年、月、日が1桁のとき、2桁目は「0」と記載する。

例	賞味期限	平成16年9月	賞味期限	1609
---	------	---------	------	------

ウ 賞味期限の記載にあたっては、包装資材の性能に則して適正に記載するものとする。

(6) 保存方法

開封前の適正な茶の保存方法を記載する。

例	保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい。
---	------	---------------------

(7) 原産国名

輸入品の原産国名は、次により記載する。

ア 輸入品は、原産国名を記載する。ただし、一般に知られている地名を原産地として記載できる。

例	原産国名	中国	原産国名	中国福建省
---	------	----	------	-------

イ 複数の原産国の場合は、全体重量に占める割合が多いものの順に原産国名を記載する。

例	原産国名	国産 中国	原産国名	国産 中国 (福建省)
---	------	-------	------	-------------

(8) 輸入者

外国産の仕上げ茶を輸入し、そのまま販売する場合は、輸入した事業者（支店が行った場合は支店等）の所在地と事業者名を「製造者」に代えて記載する。

例	輸入者	〇〇製茶株式会社 〇〇市××町 00 番地
---	-----	--------------------------

ただし、外国産の仕上げ茶を国内で小分け包装した場合は、「輸入者」を「加工者」に代えて記載する。（注 小分け包装した者の表示義務）

例	加工者	〇〇製茶株式会社△△支店 〇〇市××町 00 番地
---	-----	------------------------------

(9) 製造者等

1) 製造者または加工者の氏名の示し方

ア 法人の場合、「法人名」で示す。

ただし、容器又は包装の表示面積や形態等から、次のように略記して示すことができる。

(ア) 「株式会社」等の場合

「〇〇県製茶株式会社」を「〇〇県製茶(株)」または「〇〇県製茶KK」、「有限会社」を「(有)」、「合名会社」を「(名)」、「合資会社」を「(資)」等

(イ) 「組合」等の場合

「農業協同組合」を「〇〇農協」、「経済農業協同組合連合会」を「経済連」。
ただし、中小企業等協同組合法に定める組合は、事業協同組合とすることができる。

イ 個人の場合

店名だけでなく代表者の氏名まで記載しなければならない

例	製造者	日本茶舗 茶 山 太 郎
---	-----	--------------

2) 製造所または加工所の所在地の示し方

住居表示に関する法律に基づき、行政区画名を正しく記載する。ただし、次のように記載して差し支えない。

- ア 道府県庁所在地の市の場合、「道府県名」を省略できる。
- イ 地方自治法で定める政令指定都市の場合、「道府県名」を省略できる。
- ウ 郡名の場合、同一都道府県内に同一市町村名がなければ「郡名」を省略できる。
- エ 東京都の場合、都、区（市）、町名、番地のいずれも省略をすることができない。

例	製造者	〇〇製茶株式会社 〇〇県〇〇郡××町 00 番地
---	-----	-----------------------------

例	製造者	〇〇農協 〇〇市××町 00 番地
---	-----	----------------------

3) 食品関連事業者を販売者とする場合の表示法

食品関連事業者（表示内容に責任を有する者を販売者とする場合にあつては、「製造者」欄を「販売者」として「製造者」に準じて記載する。

ただし、「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」を「販売者の氏名又は名称及び住所」に近接して表示する。

(10) 製造所固有記号

製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号により表示する場合は、食品表示基準（内閣府令等による）による。

- 1) 製造所固有記号は、あらかじめ消費者庁官に届け出たものを使用する。
- 2) 製造所固有記号の表示は、原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合には、包材の共有化のメリットが生じる場合に利用が可能である。
- 3) 具体的には、
 - ① 所在地が異なる複数の自社工場（製造所）で製造した場合、本社の名称及び所在地を表示する場合は、製造所固有記号を自社工場の所在地に代えて表示できる。

- ② 複数の他社工場（製造所）に製造を委託している販売者が、自社の名称及び所在地を表示する場合、製造所固有記号を委託先である製造者の名称及びその工場の所在地に代えて表示できる。「製造所固有記号」は、販売者の氏名の次に+を添えて記載する。

例	販売者	〇〇茶商株式会社 +Aa
		〇〇県△△市××町〇〇番地

「Aa」は、製造所の「固有の記号」。

- ③ 製造所固有記号は1工場に1記号を原則とし食品ごとに記号を変えることはできない。
- ④ 製造者と販売者が異なる場合の「製造所固有記号」の届出は、製造者と販売者が連名で消費者庁長官に提出する。また、申請者の住所又は所在地については、原則として法人は本社所在地、個人は現住所とする。
- ⑤ 「製造所固有記号」は、アラビア数字、ローマ字、平仮名、片仮名又はこれらの組み合わせのものに限られる。文字数は10文字以内。「〇」、「一」、「・」、「.」、「_」、スペースなどの記号等は使用できない。
- 4) ただし、消費者に販売される加工食品又は添加物に製造所固有記号を表示する場合は、応答義務が課されるので、製造所の所在地、製造者氏名等について情報を求められた時の連絡先、ウェブサイトアドレス又は当該製品を製造している全ての製造所の所在地、製造者の名称及び製造所固有記号のいずれかを表示する必要がある。また、製造者固有記号の届出（新規、変更、更新、廃止）は、オンライン（製造所固有記号制度届出データベース）により行う。

例 【製造所固有記号を表示し、お問い合わせ先を一括表示の枠内に表示する場合】

名 称
原材料名
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
製造者
〇〇製茶（株） +Aa
〇〇県〇〇市〇〇町
お客様ダイヤル 0120（〇〇）〇〇〇〇

2 任意表示事項

任意表示事項に係る表示項目及び記載方法は次のとおりとする。

- (1) 表1の名称に記載された茶種以外の茶種

1の義務表示事項の(1)の名称以外の茶種については、表2及びその他の茶種をいう。

(2) 品種銘柄

品種銘柄を表示する場合は、次によるものとする。

ア 品種銘柄として品種名を表示する場合は、次の品種について表示することができるものとする。

- ① 農林水産省通達に基づき命名登録された品種
- ② 種苗法に基づき品種登録された品種
- ③ 都道府県等が育成した固定された品種

イ 品種銘柄の表示方法

(ア) 使用品種が一品種の場合

品種名または品種名 100%と記載する。

例 1

やぶきた

 例 2

やぶきた 100%

(イ) 使用品種が複数品種の場合

a 品種の使用重量の多い順に表示する。

例

やぶきた さえみどり

b 「やぶきたブレンド」のように当該品種を強調してブレンド表示（他の品種をブレンド）する場合は、ブレンド表示に近接して次のように表示する。

例 1

やぶきたブレンド〇%

 又は

やぶきたブレンド〇割

例 2

やぶきた〇%以上

 又は

やぶきた〇割以上

(3) 産地銘柄

産地銘柄を表示する場合は、次によるものとする。

ア 産地銘柄の要件

- ① 荒茶を製造した都府県名、市町村名、その他社会通念として一般に認められた地名をもって産地名とし、その産地名を冠して産地銘柄とする。

なお、産地銘柄の範囲が都府県または市町村の区域を越える場合は、当該産地銘柄を使用する関係者が当該産地の範囲等の条件を規定する。

- ② 産地銘柄を表示する場合は、国産であって、当該荒茶産地の原料の使用割合が50%以上でなければならない。

イ 産地銘柄の表示

産地銘柄の表示は次による。

- ① 当該産地の原料使用割合が100%の場合

当該産地名を冠して「〇〇茶」とする。

例

〇〇茶

② 当該産地の原料使用割合が 50%以上 100%未満の場合

- a 当該産地名を冠してブレンドであることがわかるよう表記する。
- b 当該産地銘柄を強調して、ブレンド表示（他の産地銘柄をブレンド）をする場合は、ブレンド表示に近接して次のように表示する。

例 1

〇〇茶ブレンド(〇〇茶 50%)

 又は

〇〇茶ブレンド(〇〇茶 50%以上)

〇〇茶ブレンド(〇〇茶 5 割)

 又は

〇〇茶ブレンド(〇〇茶 5 割以上)

例 2

〇〇茶 50%

 又は

〇〇茶 50%以上

〇〇茶 5 割

 又は

〇〇茶 5 割以上

ウ 荒茶の産地以外で仕上げ加工した場合の表示

産地銘柄又は一括表示の記載箇所に近接して仕上げ地を記載する。

ただし、表示された製造業者等の住所から仕上げ地が明らかな場合は省略することができる。

仕上げ地：〇〇

例

一括表示欄

(4) 企業銘柄

事業者固有の商品銘柄は、1の(1)の「名称」、2の(3)の産地銘柄と類似しない用語とする。

(5) 包装形態

内部の包装形態を表示する場合は、最外部の表面の見やすい場所に表示する。

例 1

ティーバッグ

例 2

スティック

(6) 茶の取扱上の注意

開封後の取り扱い方法や、お茶のいれ方、飲用上の注意などを記載するものとする。

例 1 湯は、沸騰させたものを茶種ごとの適温、湯量にしてお飲み下さい。

例 2 お茶は鮮度が大切です。早めにお飲み下さい。湯は、一度沸騰させ適温に冷ましてご使用下さい。

(7) 有機農産物等について

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定により格付の表示（有機 JAS マーク）が付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）の第 3 条に規定するものをいう。）又は有機農産物加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）の

第3条に規定するものをいう。)を原材料とする場合には、食品表示基準第7条の規定に基づき当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を表示することができる。

(不当表示の禁止)

第3条 表示基準第5のIの2の(3)に規定する不当表示の禁止事項については、法律に定められているものの他、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 特定の原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認される恐れがある表示
- (2) 客観的な根拠に基づかない完全、最高、特上、特選、極上、デラックス、スペシャルなど事実が曖昧な表示
- (3) 「熱湯玉露」、時期はずれの「新茶」、「蔵出し新茶」、「いつでも新茶」など不正確又は曖昧な表示
- (4) 茶は通常、添加物を使用しないで製造するにもかかわらず、「無添加」の表示をすることにより他の商品より優良であるかのように誤認される恐れがある表示
- (5) 「栄養飲料」、「健康飲料」、「美容飲料」など医薬品的な表示
- (6) 医薬品のような効能を表す表示
- (7) 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)以外にあっては、保健機能食品とまぎらわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的を期待させる表示
- (8) ある特定の商品について受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他商品についても賞、推奨等を受けたかのように誤認されるおそれがある表示、または当該商品が賞、推奨を受けたものでないにもかかわらず受けたかのように誤解される恐れがある表示

(その他の表示方法)

第4条 その他特別な場合における表示は、次によるものとする。

1 詰合せの表示

詰合せ品にあっては個々の商品に必要な表示事項を表示しなければならない。なお、外装上から表示が判読できない場合は、外装にも必要な事項を表示しなければならない。

ただし、店頭で個々の容器又は包装に表示してあるものを客の求めに応じて箱等に入れて販売する場合はその箱等の表示は省略することができる。

2 欄外表示

- (1) 平成18年8月の「加工食品品質表示基準」の改正により一括表示様式の弾力的な表示が可能になった。

(2) 内容量等の省略の場合

【名称、内容量の省略の可否の整理】

主要面への記載	一括表示部分への記載省略の可否	
	名称	内容量
名称+内容量を主要面に記載	可	可
名称のみ主要面に記載	可	不可
内容量のみ主要面に記載（商品名が名称に代えることができない場合も同じ。）	不可	不可

※ 食品表示基準Q&A(消費者庁食品表示企画課)を参照のこと。

- 1 内容量については、「○○g」、「○○ml」のように単位を明記して、商品の主要面の目立つ位置に、その商品の一般的な名称と同じ視野に入るように記載する場合に、一括表示部分の内容量の表示（「内容量」という項目名ごと）を省略することが可能。ただし、内容量を大きな袋の隅に小さく記載するなど、主要面での表示が明瞭でない場合には、一括表示部分の内容量の表示は省略できない。
- 2 商品名が一般的名称とは認められず、名称に代えることができない場合には内容量が商品の主要面に記載されていても名称と同じ面に表示しているとは認められないので、一括表示部分に名称とともに内容量の記載が必要。

表1 名 称

1 名称及び定義

名 称	定 義
1 煎茶	茶葉を蒸熱、揉捻、乾燥して製造したもの
2 深蒸し煎茶	煎茶と同様な製造で、茶葉の蒸し時間を煎茶の2倍以上の時間で製造したもの
3 玉露	一番茶の新芽が伸び出した頃からよしず棚などにコモ、藁、寒冷紗などの被覆資材で20日程度覆って、ほぼ完全に日光を遮った茶園（「覆下園」）から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの
4 かぶせ茶	摘採前7日程度藁や寒冷紗などの被覆資材で覆った茶園から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの
5 蒸し製玉緑茶（グリ茶）	煎茶と同様な製造であるが、揉捻の工程のうち精揉工程を再乾機等に代えて製造したもの
6 釜炒り製玉緑茶（釜炒り茶）	煎茶の工程の蒸熱に代えて炒り、勾玉状の形状に製造したもの
7 番茶又は川柳	新芽が伸びて硬くなった茶葉や古葉、茎などを原料として製造したものと及び茶期（一番茶、二番茶、三番茶など）との間に摘採した茶葉を製造したもの
8 抹茶	碾茶（覆下栽培した茶葉を碾茶炉等で揉まずに乾燥したもの）を茶臼等で微粉末状に製造したもの *注
9 粉茶	仕上げ工程でふるい分けされた粉末状の茶をいう。荒粉、切断された葉を含む
10 芽茶	煎茶や玉露の仕上げ加工の工程で篩分けされた芽先のもの
11 茎茶又は棒茶	荒茶の仕上げ工程で木茎分離機などで選別された茶の茎や葉柄を多く含む茶をいう
12 粉末茶	茶を粉砕機等により粉末にしたもの
13 ほうじ茶	煎茶や番茶などを強い火で焙って製造したもの
14 玄米茶	煎茶や番茶などに炒った米を加えたもの
15 混合茶	異なった茶種を混合したもの。もつとも重量の多いお茶を末尾に記入する。（○入り××茶を記載）
16 固形茶	粉茶に水を加えて固めたもの
17 インスタントティー	緑茶から水溶性固形成分を抽出し、これを濃縮、乾燥し、粉末状又は粒状にしたもの

*「注」について

抹茶（碾茶）については、緑茶表示適正化推進委員会が名称及び定義を検討するに当たり、以下の用語の内容を整理し意識統一したものである。

- 1 名称は抹茶とする。定義は、碾茶を茶臼等で微粉末状に製造したもの。
- 2 「碾茶」とは、摘採期前に棚施設等を利用して茶園をよしず、コモ、寒冷紗などの被覆資材で2~3週間程度覆った「覆下茶園」から摘採した茶葉を蒸熱し、揉まないで碾茶炉等で乾燥させて製造したもの。

この用語は、次のものを含むものとする。

- ① 覆下茶園には、新資材・簡易な被覆方法などの栽培管理技術など。
- ② 碾茶炉等には、次に示す機能を備えた非煉瓦製碾茶機など。

「碾茶炉」とは、広がった状態の茶葉(蒸葉)が、コンベア上に散布され、コンベアがトンネル状の乾燥室を通過する間に、内部の輻射・伝熱と熱風で茶葉が加熱乾燥される装置。乾燥室内には、通常3～5段のコンベアが備えられている。

なお、碾茶炉等で揉まないで乾燥された秋碾茶、モガ茶等の原料茶葉は、食品加工用碾茶と称してもっぱら食品加工用原料に供されるものと理解する。

- 3 「茶臼」とは、碾茶を微粉末化して抹茶にするために用いる石臼をいう。

なお、茶臼等には、材料粉碎方法は問わないが石臼に準じた機能を備えているものを含む。

表2. 1の名称以外の茶種

名 称	定 義
新 茶	当年の春に初めて生産された茶
古 茶	当年以前に生産された茶
春番茶	茶が生産された市町村の慣行による生産時期区分による
一番茶	同上
二番茶	同上
三番茶	同上
四番茶	同上
秋番茶	同上

(注) 1 「秋摘み茶」は、生産時期を明示するもので、製造業者の責任で明示する。

2 「冷茶」又は「水出し茶」は茶の淹れ方の分類で茶の区分に加えない。

(参考)

1 機能性表示食品について

機能性表示食品については、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、販売60日前までに消費者庁に届けられた食品をいう。

2 有機農産物等に係る表示について

(1) 有機農産物の表示について

平成11年7月22日にJAS法が改正され、有機農産物やその加工食品の認証と表示が法制化され、平成13年4月1日から施行されている。この法律改正は、農林物資の品質に関する適正な表示を行うことで、一般消費者の選択に資することを目的とする。この有機JAS規格は諸外国と同様、コーデックスのガイドラインに準拠した持続可能な生産方式の基準である。

これまで茶はJAS法の対象でなかったが、JAS法の改正により、加工食品としての位置付けがなされ、名称、原材料名、内容量、賞味期限(品質保持期限)、保存方法、製造業者名、住所を明記する義務が生じた。有機農産物は特定JAS規格(熟成ハム等、地鶏、有機農産物、有機加工食品が該当)として位置付けられ、有機認証を受けた圃場から基準に従い生産された生葉を、有機加工食品の製造基準に従い製造されたものが有機茶として販売できる。

農林水産大臣の認定を受けた登録認定機関が、生産工程管理者（生産者）の申請を受けて圃場ごとに認定し、認定を受けたもののみが有機農産物・有機栽培・オーガニックなどの表示ができ、有機加工食品原料となりうる。

有機加工食品製造業者も登録認定機関の認定が必要で、有機農産物や有機加工食品を小分けする業者（流通段階で小分けする業者）も登録認定業者の認定が必要である。つまり生産者、製造業者、小分け業者までの段階で認定を受けなければ、最終商品に「有機」の表示ができない。

改正 JAS 法による有機農産物の定義は次のとおりである。

① 有機農産物

3年以上化学合成農薬、化学合成肥料及び化学合成土壌改良資材を使用しない栽培方法で、しかも慣行栽培圃場から肥料や農薬の飛散がない茶園で生産された生葉であること。製造や包装の工程で有機農産物でないものと混合しないこと。

② 転換期間中有機農産物

1年以上で3年未満の間、化学合成農薬、化学合成肥料及び化学合成土壌改良資材を使用しない栽培方法で、しかも慣行栽培圃場から肥料や農薬の飛散がない茶園で生産された生葉であること。製造や包装の工程で有機農産物でないものと混合しないこと。

[表示の方法]

a. 有機農産物

「有機農産物」又は「有機栽培農産物」と記載すること。

ただし、「有機農産物〇〇」、「有機栽培農産物〇〇」、「有機栽培〇〇」、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」、「〇〇（有機農産物）」、「〇〇（有機栽培農産物）」、「〇〇（有機栽培）」、「〇〇（有機）」、「〇〇（オーガニック）」等と記載し、「〇〇」には、その最も一般的な農産物の名称を記載することができる。

b. 転換期間中有機農産物

有機農産物の表示の方法の定める所により記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

(2) 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについて

平成19年3月23日付け18消安第14413号、農林水産省総合食料局長、生産局長、食料庁長官通達により特別農産物に係る表示ガイドラインが改正された。

このガイドラインの改正のポイントによると、特別栽培農産物はその農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物であり、節減対象農薬と化学肥料双方の節減が必要。

なお、節減対象農薬を使用しなかった場合、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」との表示になる。